

小金井市下水道使用料審議会

第1回審議会資料

平成28年11月22日

東京都小金井市

目 次

1.	下水道のしくみ	1
1.1.	下水道の種類	1
1.2.	下水道施設	2
1.3.	分流式下水道と合流式下水道	3
2.	小金井市下水道事業の概要	4
2.1.	下水道事業の概要	4
2.1.1.	処理区の概要	4
2.1.2.	下水道事業費の構成	6
2.1.3.	雨水公費・汚水私費の原則	7
2.1.4.	小金井市下水道の過年度総事業費	8
2.2.	普及状況	9
2.3.	第4次小金井市基本構想・後期基本計画（H28～H32）	9
2.4.	下水道事業の置かれている現状と今後の課題	11
2.4.1.	整備、改築、維持管理	11
2.4.2.	経営	11
2.4.3.	その他	12
2.4.4.	全体的な方向性	12
3.	現状分析	13
3.1.	人口の推移	13
3.2.	汚水量の推移	15
3.3.	歳入・歳出の推移	16
3.4.	維持管理費の推移	17
3.5.	起債償還予定額	18
3.6.	下水道使用料収入、経費回収率の推移	19
3.7.	資本的収支の推移	20
3.8.	収益的収支の推移	21
3.9.	小金井市公共下水道事業基金の運用方針	22
4.	今後の課題	23
5.	審議会スケジュール	24

1. 下水道のしくみ

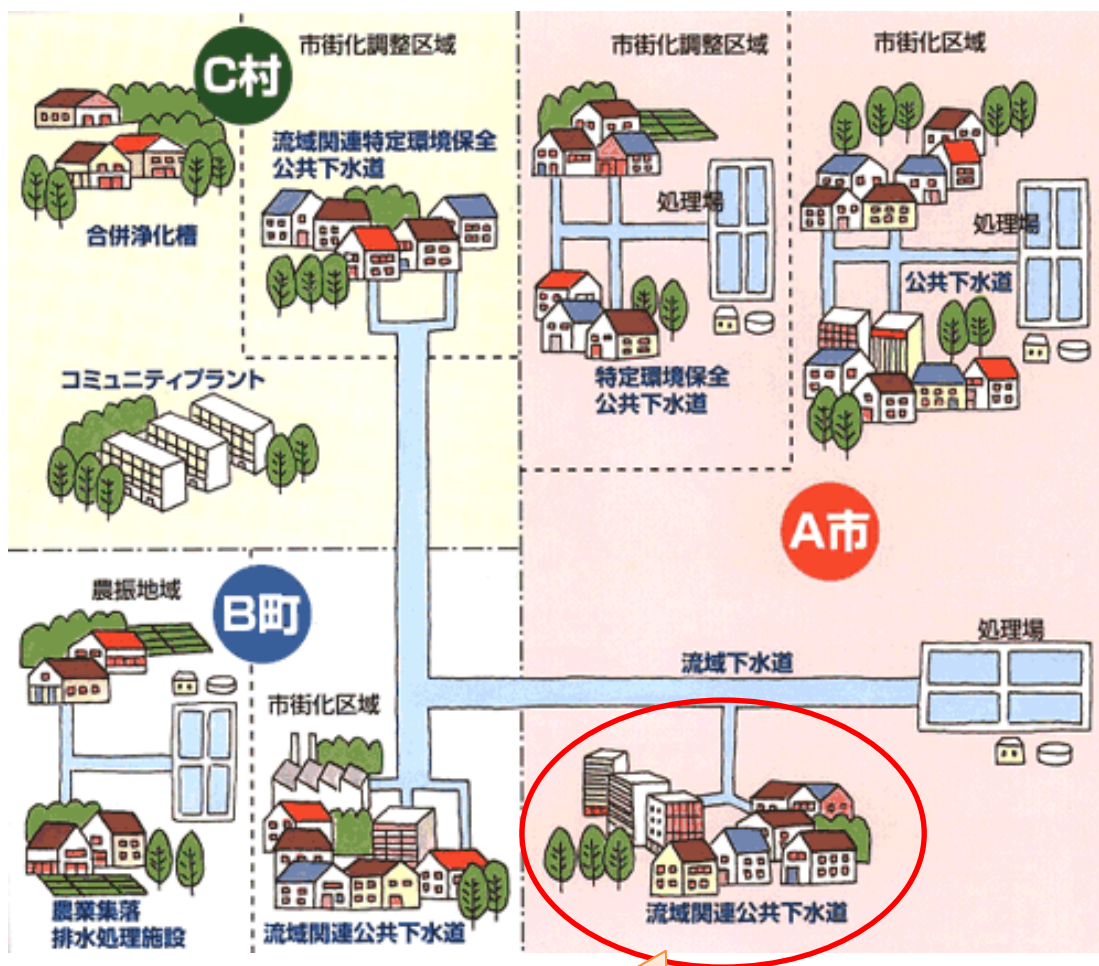
1.1. 下水道の種類

汚水を処理する施設としては、公共下水道の他に集落排水施設、合併浄化槽、コミュニティ・プラントといった施設があります。

小金井市では、公共下水道の中でも、複数の市町村で共同処理を実施する「流域関連公共下水道」という下水道で事業を実施しています。

「流域関連公共下水道」では、各自治体の下水道管渠は各自治体で整備し、共有部分の幹線管渠、ポンプ場、処理場は都道府県が建設・管理しています。

公共下水道に接続していない家庭では、合併浄化槽という汚水処理施設を各家庭の地下などに設置し、個別に処理しています。



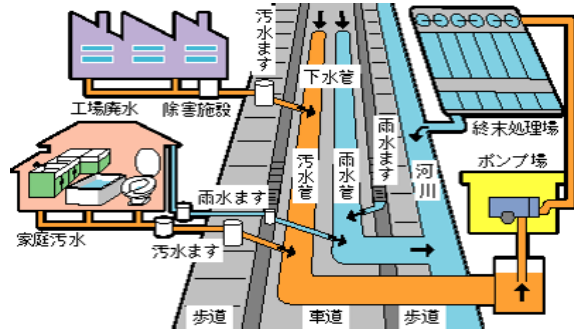
出典：国土交通省HP

小金井市が採用している下水道

図 1-1 下水道の種類

1.2. 下水道施設

下水道は各家庭のトイレ、風呂、洗面所などからの生活排水や、店舗・事業所などからの営業排水、工場からの工場排水などを下水道管渠で集め、終末処理場（下水処理場）できれいにしてから河川や海に放流しています。



出典：国土交通省HP

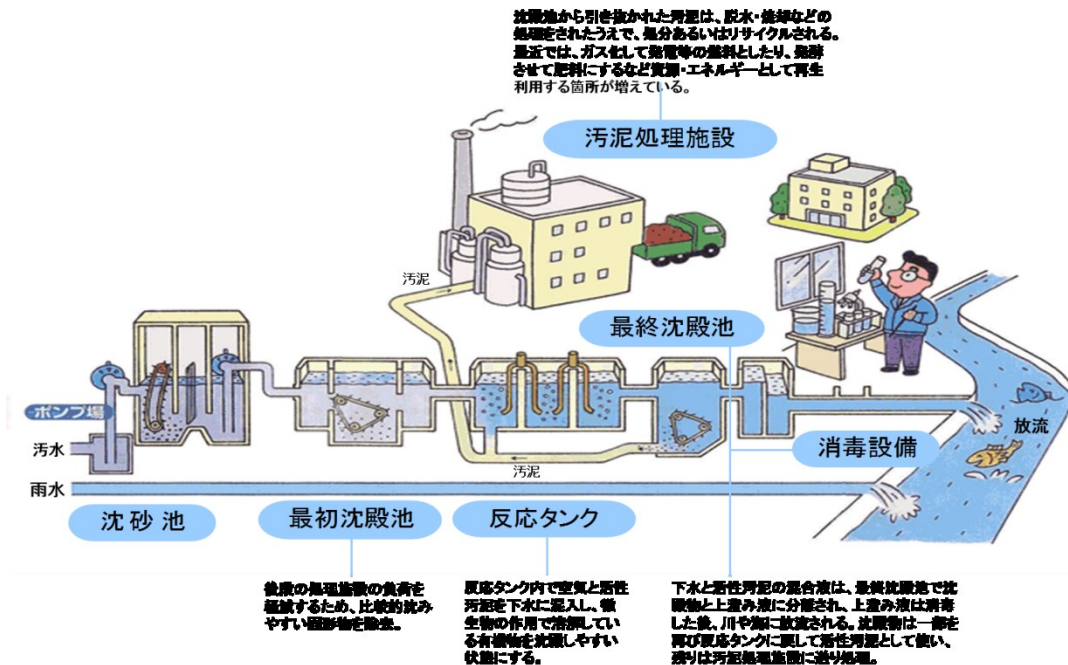
図 1-2 下水道の仕組み

下水処理場では、汚水中に含まれる浮遊性物質や溶解性物質を除去しています。

砂や固形物はゆっくりした流れの水槽で沈降させ除去し、沈まない汚れや水に溶けている汚れは、反応タンクと呼ばれる水槽で活性汚泥（微生物・プランクトン）の栄養にすることで水が浄化されます。

その後、最終沈殿池と呼ばれるゆっくりした流れの水槽で活性汚泥を沈降し、上澄みを塩素などで消毒した後、河川や海に放流しています。

また、沈殿した活性汚泥は焼却処分や、セメントの原料、肥料として利用されます。



出典：国土交通省HP

図 1-3 下水処理フロー

1.3. 分流式下水道と合流式下水道

各家庭や事業所からの汚水は下水道管渠を流下しますが、下水道管渠には汚水と雨水を別々に流下する「分流式下水道」と、汚水と雨水を一緒に流下させる「合流式下水道」があります。

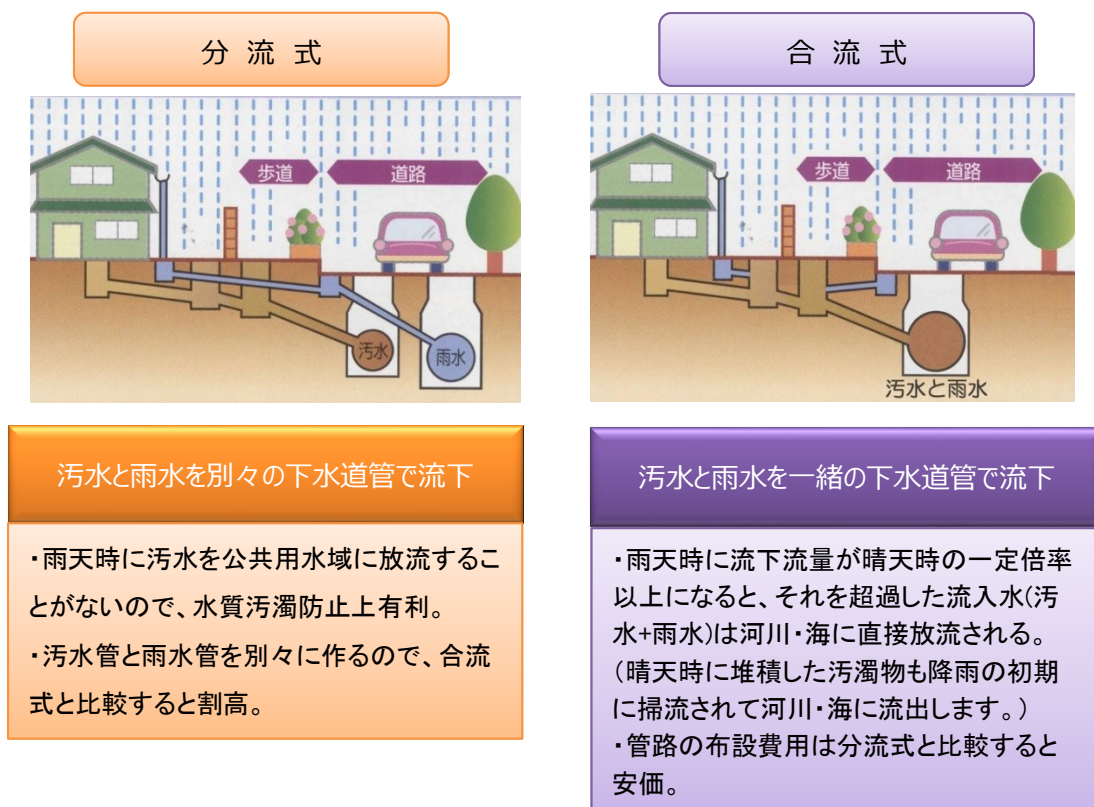


図 1-4 分流式下水道と合流式下水道

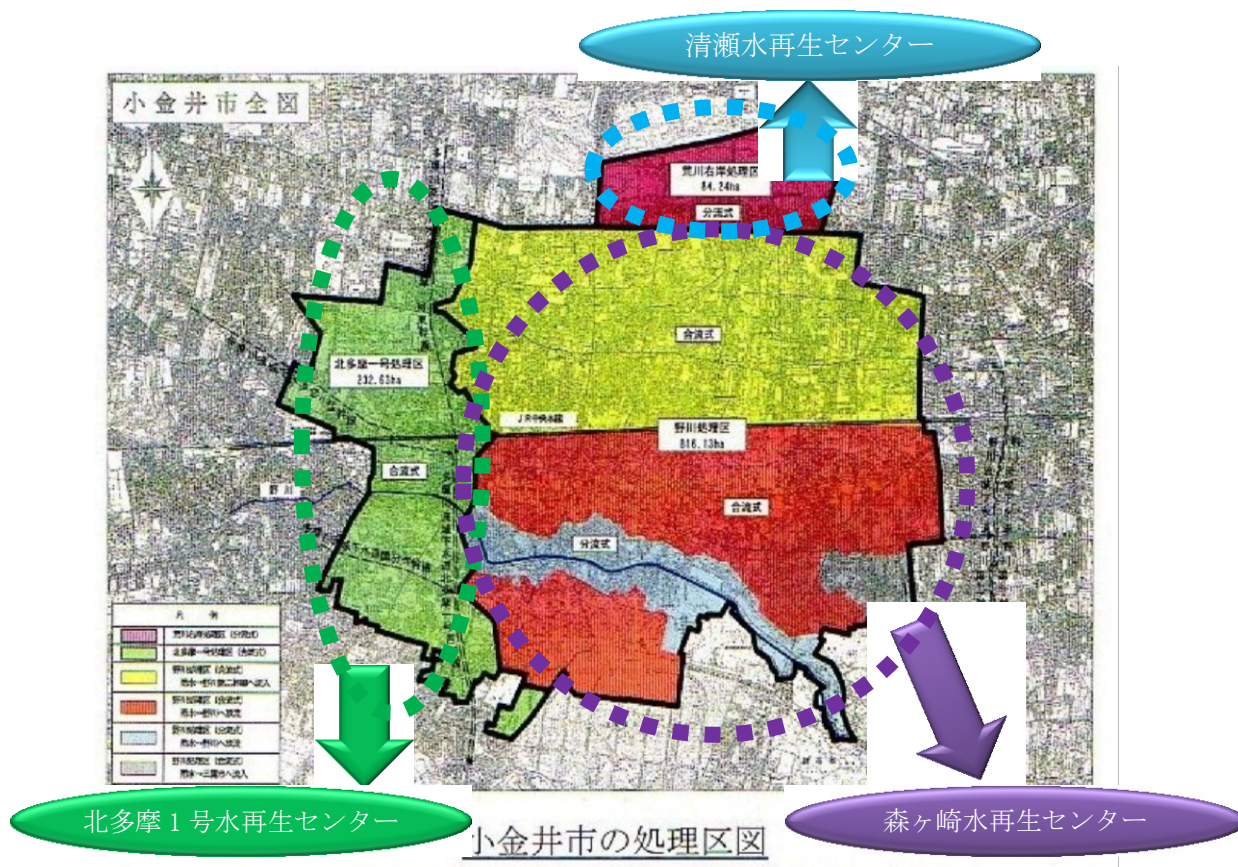
2. 小金井市下水道事業の概要

2.1. 下水道事業の概要

2.1.1. 処理区の概要

小金井市は武蔵野台地の南端部に位置し、ほぼ7割の区域は台地上にあり、南方の台地と多摩川へ至る低地との境をなす一大段丘が三鷹市境より国分寺市境まで帯状に連なっています。段丘の高低差はおよそ20mであり、台地及び低地部の地形はおおよそ平坦で西方より東方に向かって緩やかに傾斜していますが、一級河川仙川及び野川の周辺部は両河川へ向かって傾斜しています。市域北端台地内には玉川上水が西方より東方へ流れています。玉川上水は一級河川仙川及び小平市内を流れる石神井川の分水嶺にあり、玉川上水以北の区域は北方へ向かって緩く傾斜しています。

下水道は重力によって自然に低い場所へ流下していく「自然流下方式」を採用しており、本市のこのような地形特性を考慮して、玉川上水より北側は、清瀬市に建設されている「清瀬水再生センター」へ、市域の西側約四分の一を府中市に建設されている「北多摩1号水再生センター」へ、市内中心部を含む大部分を大田区に建設されている「森ヶ崎水再生センター」へ流下させて処理しています。



出典：小金井市公共下水道プラン 平成23年3月

図 2-1 小金井市の処理区図

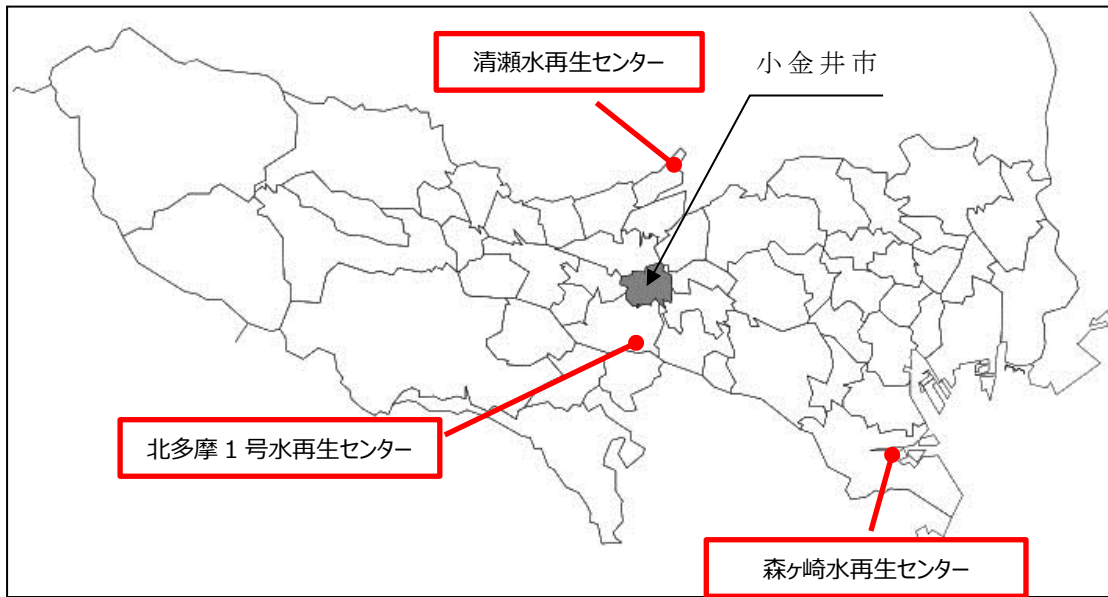


図 2-2 処理場の位置

小金井市の下水道は合流式、分流式下水道の両方で整備されており、昭和 44 年事業着手後、18 年の歳月をかけ整備を進め、昭和 62 年 4 月に市全域で水洗化が可能となりました。

小金井市下水道課では市内の下水道管路の整備・維持管理を行っており、処理場で生じる電気代や人件費、汚泥処分費、処理場建設費などは、東京都に負担金を支払うことで負担しています。

表 2-1 処理区の概要

処理区名	供用開始	排除方式	面積	送水先
野川処理区	昭和 41 年 4 月	分流式	87.51ha	森ヶ崎水再生センター (多摩川流域野川処理区関連)
		合流式	728.62ha	
		計	816.13ha	
北多摩 1 号処理区	昭和 48 年 6 月	合流式	232.63ha	北多摩 1 号水再生センター (多摩川流域北多摩 1 号処理区関連)
荒川右岸処理区	昭和 56 年 11 月	分流式	84.24ha	清瀬水再生センター (荒川右岸東京流域荒川右岸処理区関連)
合 計		分流式	171.75ha	
		合流式	961.25ha	
		計	1,133.00ha	

(※供用開始とは、送水先の供用開始)

出典：小金井市公共下水道プラン 平成 23 年 3 月

2.1.2. 下水道事業費の構成

下水道施設の建設には多額の事業費（建設費）が必要となり、その財源は国庫補助金や地方債（起債、借金）、受益者負担金、一般会計繰入金などで構成されています。

○国庫補助金

下水道を整備することによって、河川や湖沼、海域などの公共用水域の水質が、下水を処理している自治体にとどまらず広域的に保全されることから、自治体や事業の規模に応じて国から補助金が支払われます。

○地方債（起債、借金）

下水道施設の建設工事は1工事あたり数百万～数億円など多大な事業費を要するため、建設当時の使用者に負担を強いると、非常に重い負担となってしまいます。下水道施設は鉄筋コンクリート造など強固な作りであり、管渠の標準的な耐用年数は50年とされているなど、一度建設すれば長期にわたって効果を発揮することから、起債の償還（返済）期間は30年から40年程度の長期に設定することで、世代間で公平に負担することに配慮しています。

○受益者負担金

受益者（下水道を使用することで、衛生環境の向上などの利益を享受する者（使用者））が負担する金額です。下水道に接続するときに支払っていただいています。道路に埋設している下水道管渠の本管から、各家庭の汚水を集水する櫛に接続するための取付管を施工する際の費用の一部に充当するための負担金です。

○一般会計繰入金

一般会計とは、市の全般的な財布のようなもので、この中から下水道以外にも道路、公園、教育、福祉、公務員の給与などが支払われています。

下水道施設は原則的に利用者がその経費を負担すべきものですが、整備により広域的な利益が生じる側面もあることから、一定程度の公費を充当することが認められています。

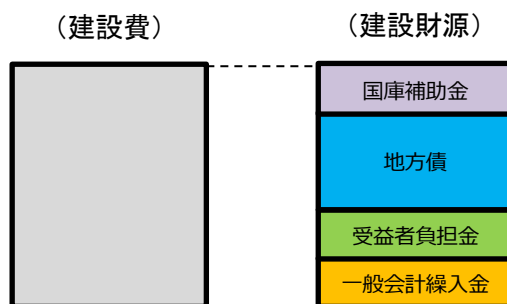


図 2-3 下水道事業費の構成

2.1.3. 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業では雨水と汚水の処理を行っていますが、費用負担のあり方については、基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとされています。

これは、雨は自然現象によるものであり、雨水を排水するための下水道施設を設置することで浸水被害を防ぐことは、市民全体でその利益を享受しているものと捉えられることができる一方で、汚水処理については、下水道に接続している人だけが利益を享受できる(下水道に接続していない人が下水道施設の経費を負担することは不公平となる)ことから、私費(使用者)により負担することが適当とされるためです。

2.1.4. 小金井市下水道の過年度総事業費

小金井市下水道事業では、事業着手（昭和44年度）から平成27年度までの47年間で約235億円の事業費を、施設の建設等に支出しています。

事業費の使途内訳及び、事業費の財源は下記のとおりです。

表 2-2 総事業費（S44～H27）

		単位：千円	
事業費の使途内訳	金額	財源	金額
管渠費	19,657,250	国庫補助金	4,606,701
流域下水道建設費負担金	3,655,486	地方債	14,526,200
その他	143,058	受益者負担金	962,978
		その他	3,359,915
合計	23,455,794	合計	23,455,794

出典：決算統計

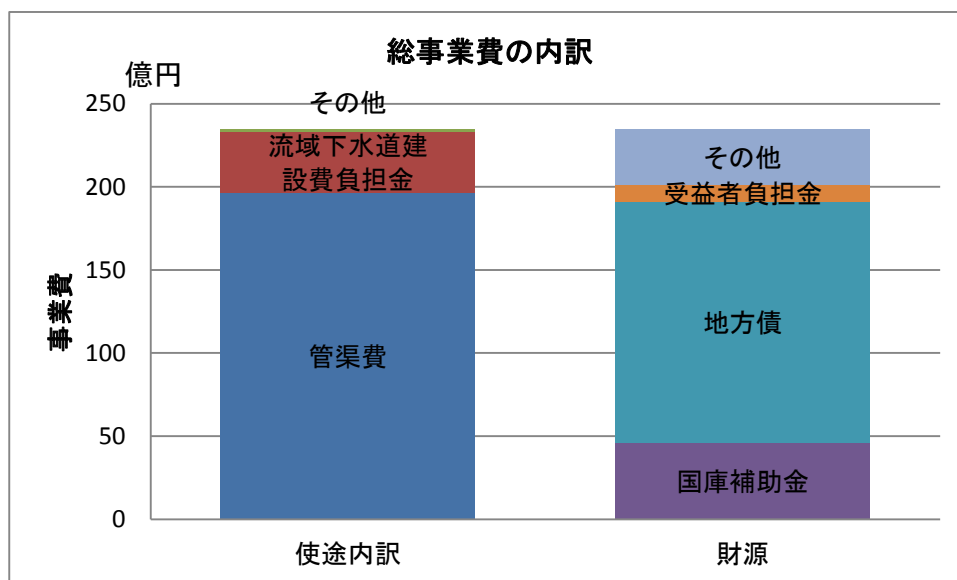


図 2-4 総事業費の内訳

【用語】

流域下水道建設費負担金：小金井市では市単独の処理場は所有しておらず、近隣自治体で発生した汚水と一緒に東京都所有の処理場で処理しています。建設費負担金は、東京都下水道局が処理場建設に要した事業費を、関連自治体で負担するもので、処理水量により負担額が決定されています。

2.2. 普及状況

昭和 44 年度（1969 年）から整備を開始し、急速に整備を進めました。整備のピーク時（昭和 52 年度）には年間約 31 k m の整備を実施していました。

昭和 62 年度には市内全域で水洗化可能となり、その後も宅地等の増加に伴い整備を進めており、平成 27 年度末の管渠総延長は約 245km となっています。

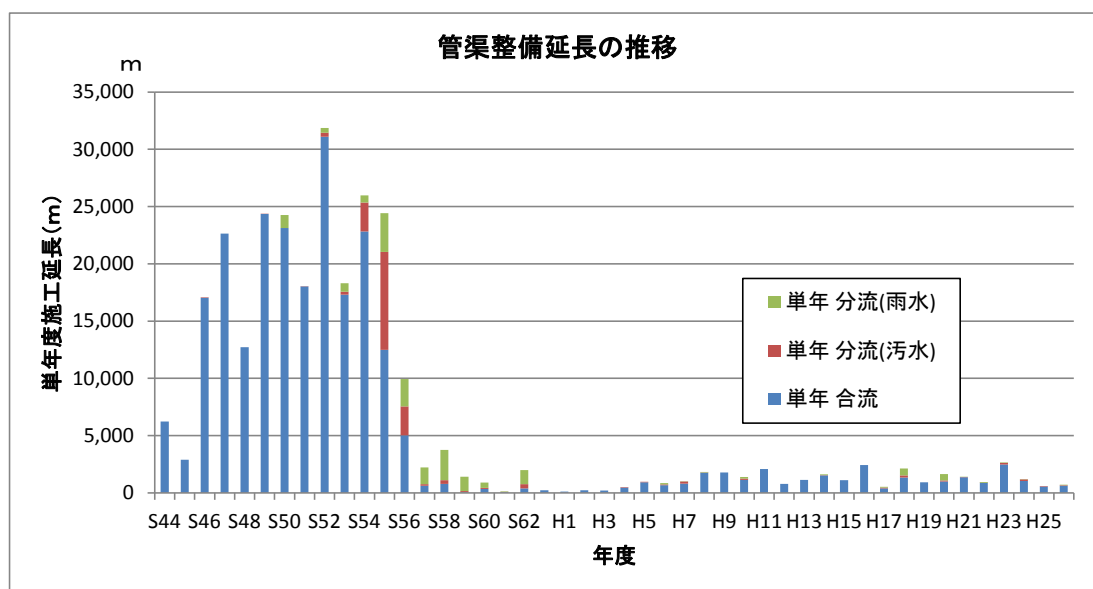


図 2-5 管渠整備延長の推移

2.3. 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（H28～H32）

小金井市では平成 28 年 3 月に第 4 次小金井市基本構想・後期基本計画を策定しました。総合計画は、これからの小金井市をどのように作っていくのか、その方向性を描いたまちづくりの指針となるものです。後期基本計画は平成 28～32 年度の 5 年間での実施方針を取りまとめています。

下水道事業の施策の方向性は「みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）」の中で、下水道の維持管理の充実を図る方針としております。

施策の方向性

下水道については、管路の耐震化・合流式下水道の改善・長寿命化対策など、維持管理の充実を図ります。

成果・活動指標	指標名	現状（平成26年）	目標（平成32年）
	耐震化事業実施率	15%	21%
長寿命化実施率	—	8%	

主な事業	事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	下水道総合地震対策の推進	推進	→	→	→	→
下水道長寿命化対策の推進	推進	→	→	→	→	

主な取組

（1）下水道事業の充実

- 下水があふれるのを防ぐため、雨水をより多く野川第二幹線へ流せるよう、東京都に整備を要望していきます。
- 国・東京都と連携し、流域下水道に係る幹線及び処理場の整備を図ります。
- 東京都及び関連各市と連携し、合流式下水道の改善を進めます。

（2）維持・管理の充実

- **拡**下水道施設の総合地震対策を推進します。
- **新**下水道施設の長寿命化対策を推進します。
- 管路調査を推進することにより、効率的な管きよの維持・管理を図ります。
- 公共水域への配慮のため、水質の監視強化を図ります。
- **新**経営の健全化のため公営企業会計の適用を進めます。

出典：第4次小金井市基本構想・後期基本計画

2.4. 下水道事業の置かれている現状と今後の課題

2.4.1. 整備、改築、維持管理

市内は全域整備が完了しているため、今後は新たに宅地が造成された地区のみ整備を実施していきます。

一方で、下水道管渠の標準耐用年数は50年とされており、昭和44年度（1969年度）に布設した管渠は平成28年度には布設から47年が経過しているなど、今後は耐用年数を超過した下水道管渠が急増することが課題として挙げられます。

また、排水水質や、埋設されている状況（交通量の多少）などの違いにより、早いところでは布設から30年が経過すると著しく劣化する場合があるため、小金井市では定期的な清掃や、下水道管の中にTVカメラを潜航させて劣化状況を調査するなど、適切な維持管理に努めています。

今後は、管渠の劣化状況に応じて、布設替えや管更生を実施するなどの長寿命化対策を実施することで、下水道管渠の延命化を実施していく必要があります。



出典：下水道維持管理指針-2014年版-日本下水道協会

図 2-6 下水道管渠の劣化事例

2.4.2. 経営

全国的に見ると、国や地方公共団体の財政状況はひっ迫しており、過去のような手厚い国庫補助を受けることは困難となっており、下水道事業の経営は多額の起債や他会計繰入金に依存している状況となっています。それに追い打ちをかけるように、既存施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組みが求められています。

このような状況から、近年では総務省からは、公営企業（水道事業や電気、ガス、病院などいわゆる公共インフラ事業など）の経営健全化に向け、「地方公営企業会計の導入」

や「経営戦略の策定」を要請されるなど、経営状況の把握や、計画的な事業の運営を求められています。

現在の小金井市の改築更新の量は小規模ですが、近い将来的、大量更新期が来ることが考えられます。大量更新期が来てから、その財源をどのように確保するかを考えていては、事業が立ち行かなくなることが懸念されます。また、一般会計に頼ってばかりいでは、教育や福祉など、他の事業に影響を与えてしまうことも懸念されます。

下水道は供用を開始すると止めることのできない（数か月～数年間も風呂、トイレ、洗面を止めることはできない）施設であることや、道路陥没などの事故が発生しないよう、安全・安心なまちづくりをしていくうえで、持続可能な運営が求められています。

2.4.3. その他

腐食や劣化の他に、地震発生時にマンホールと管渠のつなぎ目が脱落して汚水が地中に浸透しないようにするため、継ぎ手の可とう化などの地震対策を実施しております。

浸水対策では、雨水浸透柵の設置を推進することで、下水道管渠に流入する雨水を抑制することに努めています。

2.4.4. 全体的な方向性

今後は既存管渠の改築事業が多くなってきます。また、それに伴い改築事業費が現在よりも増加しますが、将来的には人口減少することが予測されるため、適切な維持管理を行うためには、適切な料金設定とする必要があります。

また、前述のように、現在は下水道工事はほとんど発生していない状況ですが、将来改築事業が急増することが想定されるため、小金井市では平成 27 年度に下水道基金を設立し、将来の大量更新期に備えた取り組みを始めています。

3. 現状分析

3.1. 人口の推移

小金井市の人口は微増傾向にあり、近5ヵ年で約2,400人増加しています。

先述のとおり、小金井市は全域下水道整備が完了しているため、処理区域内人口は市全域の人口と同数値となっています。

また、ほぼ100%の人が水洗化している状況で、行政人口の増加とともに、水洗化人口も増加しています。

整備は完了していますが、未水洗化（下水道未接続）人口が数十人いる状況です。

表 3-1 人口の推移

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政人口(人)	115,971	116,445	117,079	117,671	118,346
処理区域内人口(人)	115,971	116,445	117,079	117,671	118,346
水洗化人口(人)	115,930	116,409	117,051	117,643	118,318
水洗化率(%)	100%	100%	100%	100%	100%

出典：決算統計

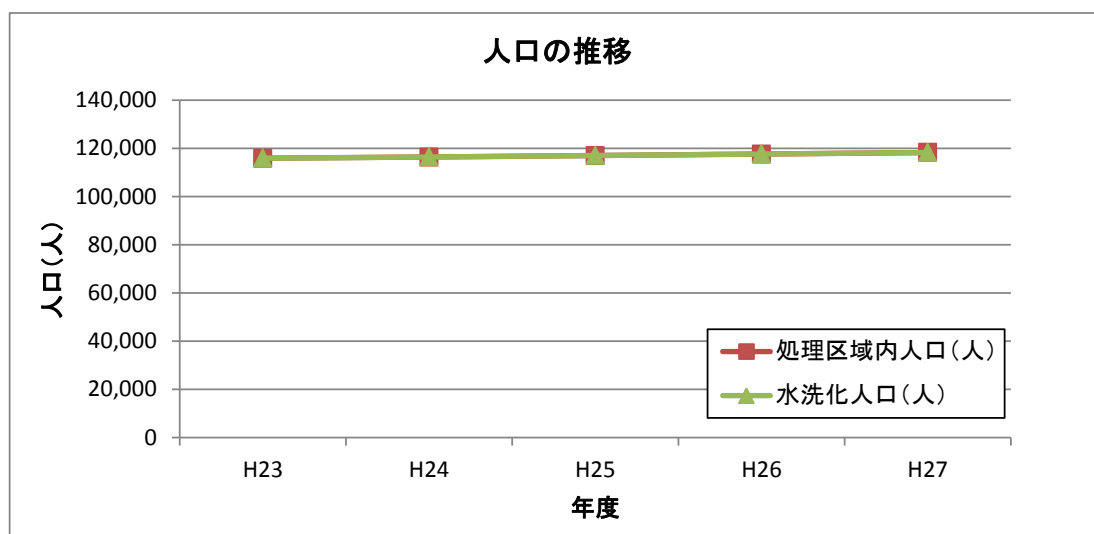
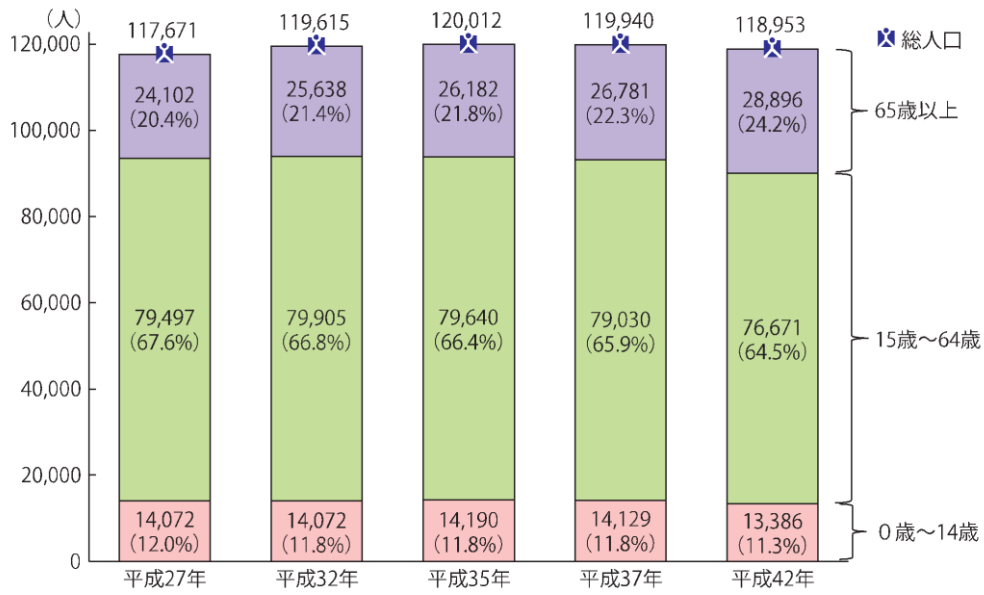


図 3-1 人口の推移



※平成 27 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準とし、これまでの推移を統計的に処理し推計。

出典：第 4 次小金井市基本構想・後期基本計画

図 3-2 将来人口の推移

第 4 次小金井市基本構想・後期基本計画の将来人口推計によると、今後数年間は増加し、平成 35 年度をピークに減少に転じる予測となっています。

人口が減少すると下水道の排水量が少なくなり、それに伴い使用料収入が少なくなることが想定されます。

3.2. 汚水量の推移

年間の処理水量は 1,600 万 m³～1,900 万 m³ で推移しており、そのうちの約 500～650 万 m³ を雨水が占めます。

また、水洗化人口は毎年増加していますが、有収水量は平成 23 年度から平成 25 年度にかけて減少し、平成 26 年度に一旦増加しましたが、平成 26 年度から平成 27 年度に掛けては再び減少傾向となっています。

節水機器や節水意識の向上により、汚水量は減少傾向になると考えられます。

表 3-2 汚水量の推移

単位:m3/年					
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
処理水量(合計)	17,640,805	17,232,548	16,006,341	18,955,821	18,505,133
雨水処理水量	5,557,524	5,177,633	5,472,626	6,477,656	6,115,418
汚水処理水量	12,083,281	12,054,915	10,533,715	12,478,165	12,389,715
有収水量	12,066,729	12,042,561	10,518,428	12,446,053	12,365,388
有収率	99.9%	99.9%	99.9%	99.7%	99.8%

出典：決算統計

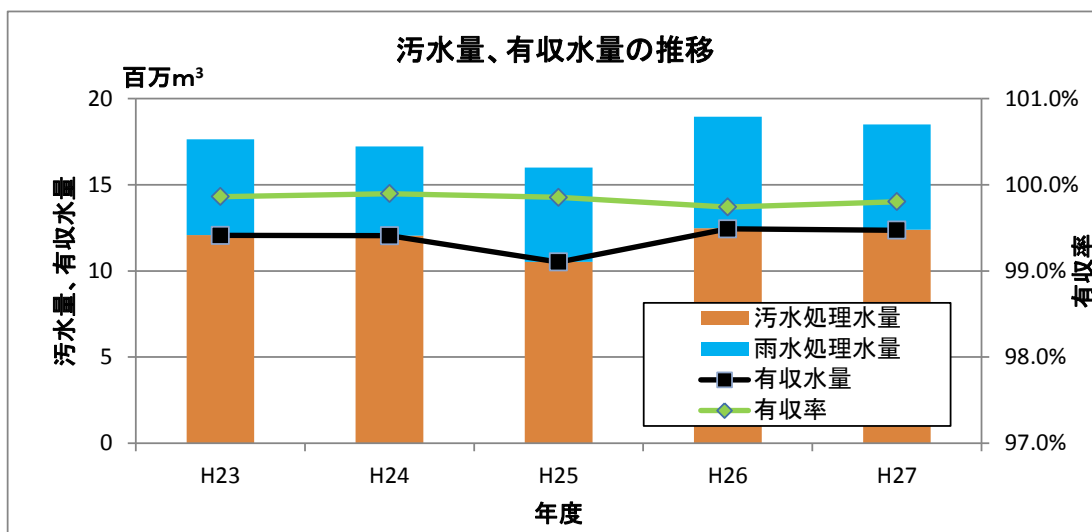


図 3-3 汚水量の推移

【用語】

処理水量：下水道施設で処理する水量のこと。下水道管渠内に取り付けた流量計により、汚水量を測定しています。

有収水量：下水道使用料金の対象となる水量のこと。各家庭・営業所で使用した水道は、ほぼその全量が下水道に排水されることから、水道使用量と同数値を使用しています。

有収率：有収水量÷処理水量で算出され、処理した水量のうち、料金を徴収できた水量の割合を指します。分流式下水道では汚水と雨水を分けて排水していますが、地下水の浸入（不明水）や、マンホール蓋の孔から雨水が入る（雨天時浸入水）ことがあり、有収率が 100%未滿となります。

3.3. 歳入・歳出の推移

下水道事業の建設や維持管理にかかる費用は約 14 億円程度で推移しています。そのうち 70%程度は管理費となっており、建設支出が 15%程度で推移しています。

歳入では下水道使用料収入が最も多く、毎年約 10 億円で推移しています。また、一般会計からの繰入金は約 4 億円で推移しています。

表 3-3 歳入・歳出の推移

単位：円

項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	分担金及び負担金	0	0	0	0	0
	使用料及び手数料	999,177,518	993,940,235	987,864,788	995,834,264	1,010,371,746
	国庫支出金	9,257,000	94,000	2,605,000	67,000	17,172,000
	都支出金	1,033,000	57,000	212,000	41,000	945,563
	寄附金	0	0	0	0	0
	繰入金	431,908,000	359,935,000	349,944,000	405,327,000	405,182,000
	繰越金	14,070,132	6,212,426	12,609,383	21,465,975	56,331,572
	諸収入	199,142	93,026	140,832	117,802	81,198
	市債	0	0	0	0	0
	合計	1,455,644,792	1,360,331,687	1,353,376,003	1,422,853,041	1,490,084,079
歳出	下水道管理費	1,035,777,755	1,004,346,336	951,722,709	1,082,917,693	1,046,164,682
	下水道建設費	210,562,213	165,517,591	215,518,051	131,528,246	217,775,706
	基金積立金	0	0	0	0	56,331,572
	起債償還費	203,092,398	177,858,377	164,669,268	152,075,530	147,895,674
	合計	1,449,432,366	1,347,722,304	1,331,910,028	1,366,521,469	1,468,167,634

出典：決算書

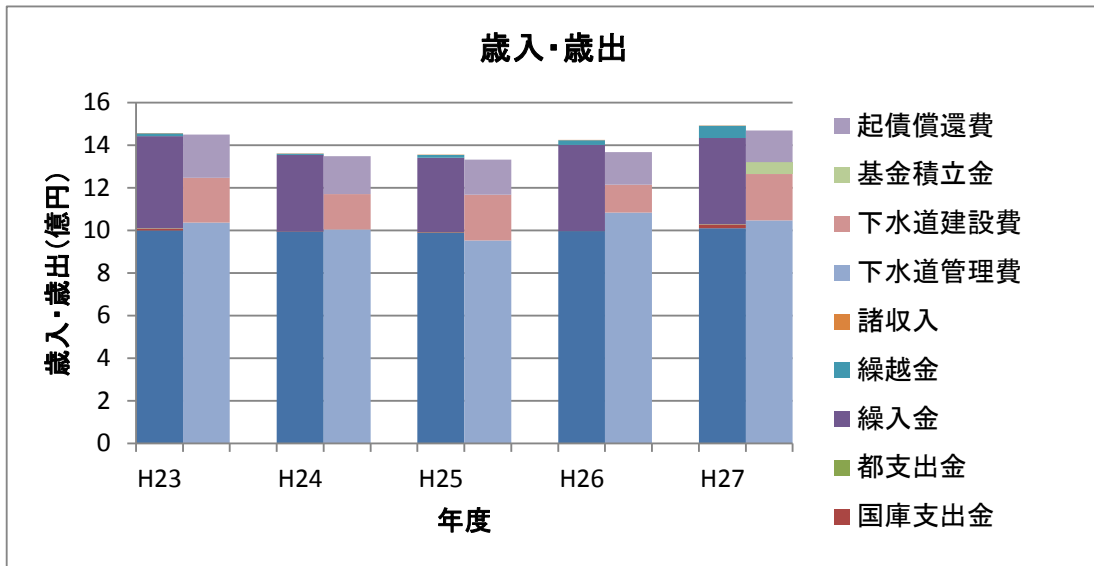


図 3-4 歳入・歳出の推移

3.4. 維持管理費の推移

維持管理費は年間約 10 億円となっています。

維持管理費の内訳としては流域下水道管理運営費負担金（流域下水道処理場の人件費や処理施設を稼働させるための電気代・光熱費など）が約 7 割を占めており、残りは下水道使用料を徴収（水道メーターの検針など）するための委託料や、下水道管渠の維持管理費に要する経費となっています。

表 3-4 維持管理費の推移

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
職員人件費その他	86,360,751	85,997,146	69,584,364	76,193,311	78,175,977
一般業務に要する経費	16,940,784	15,175,522	16,487,347	11,992,660	19,647,299
流域下水道維持管理負担金	670,350,590	654,836,824	608,240,958	720,321,198	703,195,054
受益者負担金及び下水道使用料賦課徴収に要する経費	164,264,728	147,358,371	156,460,203	166,217,429	147,378,881
下水管渠の維持管理費に要する経費	93,501,153	99,053,982	98,676,448	105,522,077	95,076,024
その他	4,359,749	1,924,491	2,273,389	2,671,018	2,691,447
合計	1,035,777,755	1,004,346,336	951,722,709	1,082,917,693	1,046,164,682

単位：円

出典：決算書

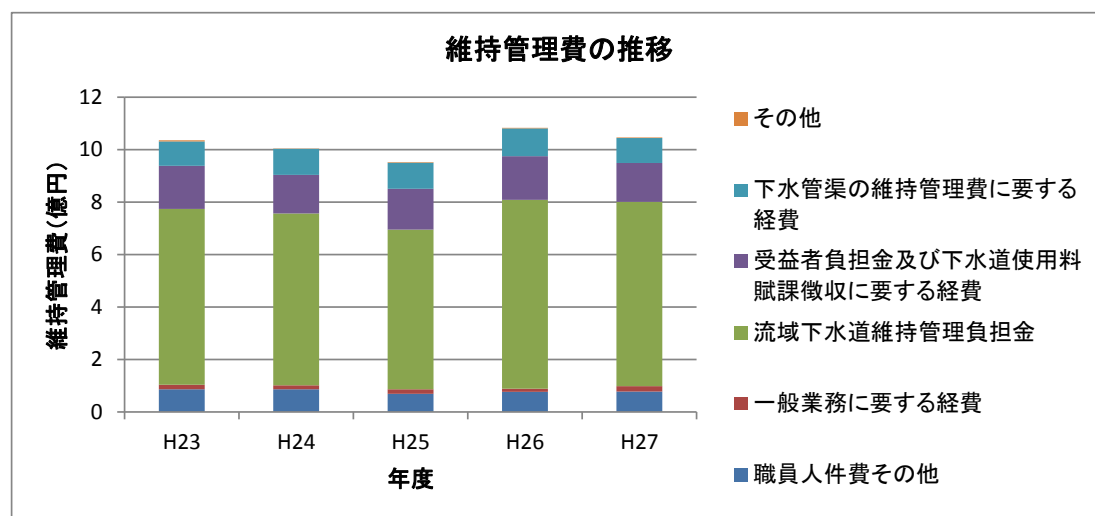


図 3-5 維持管理費の推移

3.5. 起債償還予定額

下水道の建設には、多額の起債（借金）を充当してきました。起債した当時の条件にもよりますが、償還（返済）期間は30年間などの長期で設定されており、現在も、過年度起債分の償還を行っております。

平成27年度における未償還残高は約16億円となっており、平成28年度以降、毎年約1億円程度償還する予定となっています。過年度期足分の償還予定額は、償還の完了とともに減少していきますが、今後、改築事業を実施することで、再び起債額が増えることが想定されます。

表 3-5 起債償還予定額

単位：千円

年 度	償還予定額			備考
	元金	利子	計	
平成23年度	143,078	60,014	203,092	実績
平成24年度	123,841	54,017	177,858	
平成25年度	115,499	49,170	164,669	
平成26年度	107,253	44,822	152,075	
平成27年度	106,812	41,084	147,896	
平成28年度	101,841	37,611	139,452	予定
平成29年度	99,328	34,393	133,721	
平成30年度	99,940	31,313	131,253	
平成31年度	97,200	28,264	125,464	
平成32年度	92,002	25,442	117,444	
平成33年度	87,729	22,973	110,702	
平成34年度	85,692	20,774	106,466	
平成35年度	80,904	18,744	99,648	
平成36年度	77,811	16,933	94,744	
平成37年度	76,190	15,263	91,453	

出典：決算統計

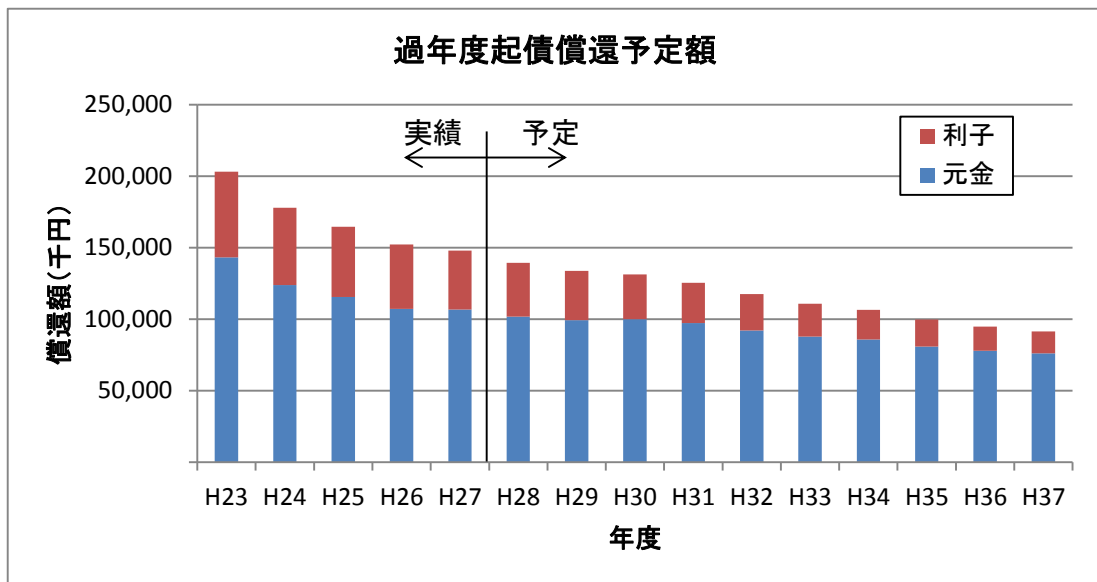


図 3-6 起債償還予定額

3.6. 下水道使用料収入、経費回収率の推移

下水道使用料収入は年間約10億円で推移しています。

経費回収率は近5ヵ年で約120～130%で推移しており、下水道使用料で回収すべき経費は回収できている状況です。

しかし、改築事業の増加による資本費の増加や、汚水量の減少に伴う使用料収入の減少により、将来は経費回収率が低下していくことが考えられます。

表 3-6 経費回収率の推移

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有収水量(m3/年) ①	12,066,729	12,042,561	10,518,428	12,446,053	12,365,388
下水道使用料収入(千円) ②	998,825	993,558	987,655	995,554	1,009,787
維持管理費(汚水処理費)(千円) ③	736,809	763,727	712,816	782,090	742,580
資本費(地方債等利息)(千円) ④	60,014	54,017	49,170	43,963	42,407
使用料単価(円/m3) ⑤=②/①	82.78	82.50	93.90	79.99	81.66
汚水処理原価(円/m3) ⑥=⑦+⑧	66.03	67.90	72.44	66.37	63.48
維持管理費分 ⑦=③/①	61.06	63.42	67.77	62.84	60.05
資本費分 ⑧=④/①	4.97	4.49	4.67	3.53	3.43
経費回収率(%) ⑨=⑤/⑥	125%	121%	130%	121%	129%

出典：決算統計

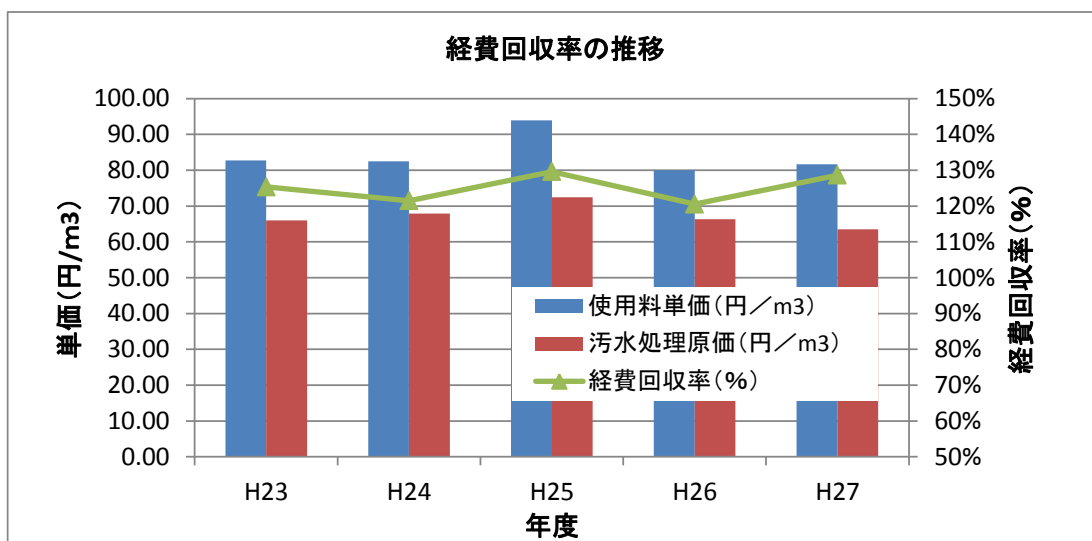


図 3-7 経費回収率の推移

【用語】

使用料単価：下水道使用料収入÷年間有収水量。有収水量1 m³あたりの使用料収入を表した指標。総務省からは、汚水処理に係る費用を使用料収入で賄えていない場合は、150 円/m³まで引き上げるよう要請している。

汚水処理原価：汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量。有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。

経費回収率：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

3.7. 資本的収支の推移

資本的支出は、建設改良費や建設に係る職員の給与費、過年度起債額の償還費で構成されています。

それに対する資本的収入は、国庫補助金や東京都からの補助金、地方債などで構成されますが、近年は補助対象となるような大規模な工事は実施していないため、補助は受けていない状況となっています。なお、収支差引がマイナスとなっている分は、一般会計繰入金などで充当しています。

表 3-7 資本的収支の推移

単位:千円

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(1)資本的収入(H)	25,909	19,321	21,453	22,997	24,194
ア.地方債					
イ.他会計出資金					
ウ.他会計補助金	17,249	19,319	21,447	22,968	24,191
エ.他会計借入金					
オ.固定資産売却代金					
カ.国庫補助金	8,239				
キ.都道府県補助金	411				
ク.工事負担金					
ケ.その他	10	2	6	29	3
(2)資本的支出(I)	357,959	293,269	335,365	242,245	328,141
ア.建設改良費	214,881	169,428	219,866	134,992	221,329
ウ.職員給与費	4,318	3,909	4,348	3,464	3,553
エ.建設利息					
イ.地方債償還金(J)	143,078	123,841	115,499	107,253	106,812
ウ.他会計長期借入金返還金					
エ.他会計への繰出金					
オ.その他					
(3)収支差引(H) - (I)(K)	-332,050	-273,948	-313,912	-219,248	-303,947

出典：決算統計

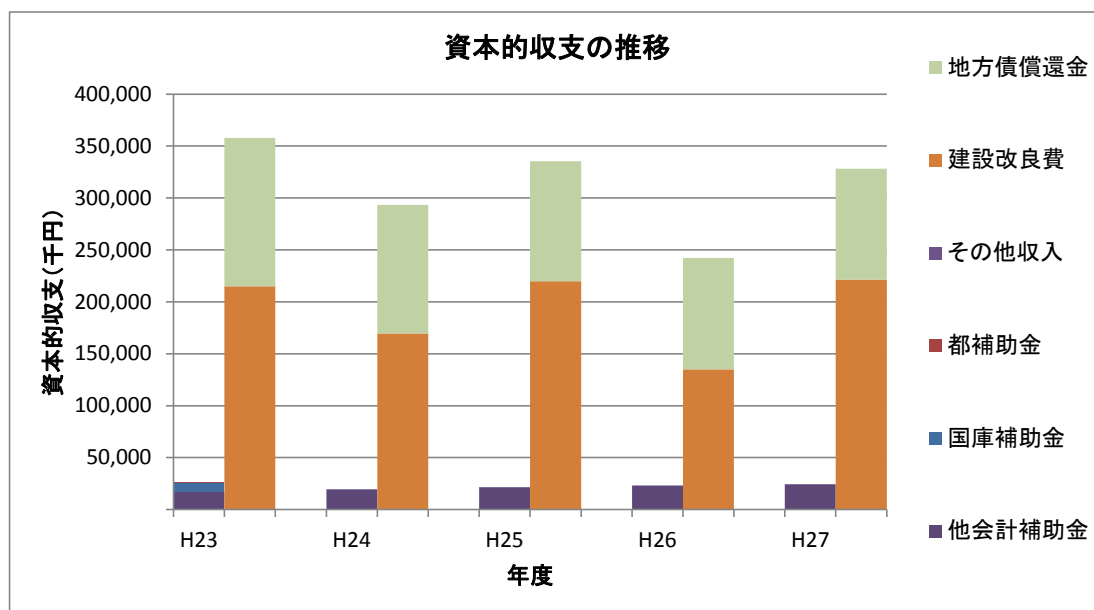


図 3-8 資本的収支の推移

3.8. 収益的収支の推移

収益的支出は、維持管理に係る職員の給与費や流域下水道の維持管理負担金が多く、割合を占めています。

それに対する収益的収入としては下水道使用料収入や雨水処理負担金があり、下水道使用料の収入が7割程度となっている状況です。

表 3-8 収益的収支の推移

	単位:千円				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 収益的収支					
(1) 総収益(B)+(C)(A)	1,441,728	1,389,918	1,319,314	1,378,605	1,432,214
ア. 営業収益(B)	1,378,131	1,300,469	1,280,724	1,345,831	1,357,041
(ア) 下水道使用料	998,825	993,558	987,655	995,554	1,009,787
(イ) 雨水処理負担金	378,953	306,528	292,859	349,997	346,669
(ウ) 受託工事収益	-	-	-	-	-
(エ) その他	353	383	210	280	585
イ. 営業外収益(C)	63,597	89,449	38,590	32,774	75,173
(ア) 国庫補助金	1,018	94	2,605	67	17,172
(イ) 都道府県補助金	622	57	212	41	946
(ウ) 他会計繰入金	61,768	89,208	35,638	32,577	56,978
(エ) その他	189	90	135	89	77
(2) 総費用(E)+(F)(D)	1,117,535	1,109,573	996,545	1,124,492	1,106,351
ア. 営業費用(E)	1,047,495	1,048,333	939,252	1,072,749	1,051,336
(ア) 職員給与費	112,064	141,177	73,252	76,819	101,162
(イ) 受託工事費	-	-	-	-	-
(ウ) 流域下水道管理運営費負担金	670,351	654,837	608,241	720,321	703,195
(エ) その他	265,080	252,319	257,759	275,609	246,979
イ. 営業外費用(F)	70,040	61,240	57,293	51,743	55,015
(ア) 支払利息	60,014	54,017	49,170	44,822	41,084
(a) 地方債利息	60,014	54,017	49,170	44,822	41,084
(b) その他借入金利息	-	-	-	-	-
(イ) その他	10,026	7,223	8,123	6,921	13,931
(3) 収支差引	324,193	280,345	322,769	254,113	325,863

出典：決算統計

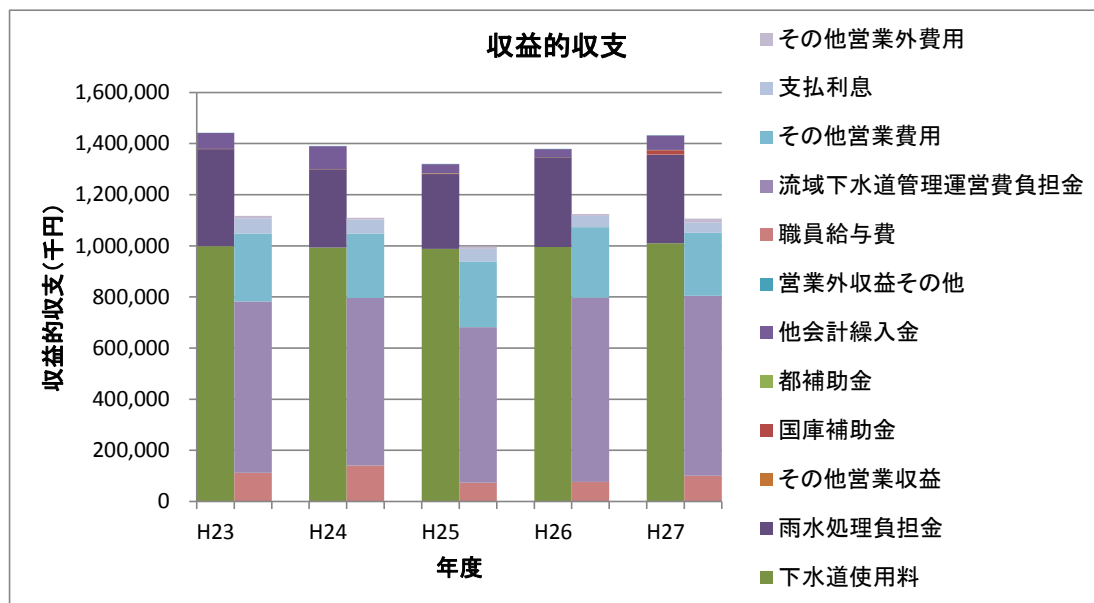


図 3-9 収益的収支の推移

3.9. 小金井市公共下水道事業基金の運用方針

小金井市公共下水道事業基金は下水道事業の健全かつ円滑な運営に要する資金に充てる目的で、平成27年4月1日に設置されました。

基金の積立額は、毎年度の予算で決定する方針としており、下水道使用料収入の一部を積み立てるもので、平成27年度決算では56,322千円を積み立てました。

当該基金は下記のような状況において処分する方針です。

- ①公共下水道の整備及び維持管理に要する経費並びにこれに係る市債の償還に充てる
とき。
- ②財源が著しく不足する場合において、当該不足額の財源に充てる時。

4. 今後の課題

小金井市下水道事業は、整備が完了していることや、経費回収率が良好な状況となっておりますが、中・長期的な視点では、下記のことが課題として挙げられます。

今後の課題

- ① 標準耐用年数を超過した管路施設が急増し、老朽化対策が急増と考えられる。
- ② 下水道施設の老朽化に伴い、維持管理・修繕費が増加することが考えられる。
- ③ 老朽化対策（布設替え、管更生）が増加すると、再び起債償還額が増加することが想定される。
- ④ 使用者や、世代間の公平性を勘案した使用料の適正な見直しが求められている。
- ⑤ 公営企業会計の導入（人口3万人以上の自治体は、平成32年までに公営企業会計を導入することが総務省から要請されている）や、経営戦略の策定（平成32年度までにすべての自治体が策定することを総務省から要請されている。）によって、持続可能な経営が求められている。

5. 審議会スケジュール

審議会は計7回実施する予定です。

現在の本市下水道事業の経営状況は良好と言え、早急に下水道使用料金を値上げする必要性は低い状況ですが、持続的な経営を目標として、将来的な大量改築時期に備え料金改定の必要性について審議していただきたいと思います。

表 5-1 審議会スケジュール

	年	月日	概要
第1回	H28	11月22日	審議会立ち上げ、現状分析
第2回		12月19日(月) 15:00~16:30	長期財政計画、算定方針
第3回	H29	2月	長期財政計画、算定方針
第4回		3月	改定素案の提示
第5回		5月	改定案の検討
第6回		7月	改定案の修正
第7回		9月上旬	答申等のとりまとめ